

戦前の大分県における小学校歴史教育論に関する考察(I)

(明治・大正期)

西 田 一 保

A Study on History Education at Primary Schools
in Oita Prefecture in the Prewar Period
(Meiji and Taisho Era)

Kazuyasu NISHIDA

1. はじめに (考察の意図と方法)

(1) 考察の意図

明治以降太平洋戦争の終結(昭和20年)にいたる戦前の我が国の歴史教育は、天皇制の下忠良な臣民の育成を目指す国家主義的な道徳的歴史教育であった。国家は歴史の教育力を駆使して、国民を教化せんがために、歴史教育の目的・内容を強く規制した。このような規制は歴史教育に携わる教師たちの教育方法的アプローチのあり方にも影響を及ぼしたであろうことが推察される。「地歴」と呼ばれ常に関連をもって考えられる地理教育が時代とともにかなり個性的な展開をみせるのに比較して、歴史教育はどうも変わり映えがしない。強いて求めれば、時々の社会情勢の変化(時局)や国家の教育政策には鋭敏に反応するが、逆に反体制的ともいえる教育思潮の反映にはある種の鈍さを感じられるというのが、昨年今回と同様の主題で地理教育に関して調査をした筆者の感想である。それは、当時の歴史教育の置かれた立場からすれば当然といえば当然な姿である。

しかし、若しそのようなことであるならば、そのような姿そのものの中から教育史的時代像を明らかにすることも、歴史教育の特性乃至あり方を考える糧を得ることもできるのではないかと思うのである。

そこで今回は、戦前の大分県における小学校の歴史教育に関する論文を取り上げ、各論文で課題としたものを明らかにする中から、当時の歴史教育の姿を探ってみることにする。現場の教師たちはその時々の教育課題に常に真摯に向き合い、どのような教科であろうとそのより良いあり方を求めて、教育の向上に取り組んできた。歴史教育という当時としては最も重い課題への取り組み、工夫や努力の姿に少しでも光を当ててみたい。

戦前の歴史教育に関しては、先輩の秀れた研究もある。しかし、それらの多くは教科書分析を中心としたものであり、本論考はそのような研究を踏まえて、地方における現場教師の歴史教育論を考察する中から、当時の歴史教育の姿を探るという意図のものである。

(2) 考察の方法

大分県教育会刊行の「大分県教育雑誌」(明治18年創刊当時は「大分県共立教育会雑誌」、明治27年1月号より「大分県教育雑誌」、更に大正12年1月号より「大分県教育」と改称、創刊より昭和19年終刊までの699号所収の歴史教育関係の論文・記事73編を取り出して整理し、前記の観点から分析・考察、各時期で課題とされた小学校歴史教育の姿を明らかにする。

大正末期から昭和期にかけては、「新教育」(大分県師範学校附属小学校教育研究会)を補

助的な資料として使用。

分析・考察の時期区分としては、次のように設定する。

- ・明治期Ⅱ（明治18年創刊より明治35年まで）
- ・明治期Ⅲ（明治36年以降明治末年まで）
- ・大正期（大正初年より大正末年まで）
- ・昭和期（昭和初年より昭和19年まで）

この時期区分設定は、考察論文の数的整理をする必要もあり、昨年発表の地理関係調査（別府大学短期大学部紀要第17号所収）と同じ方式で行っている。明治期Ⅰも設定し、明治初年より18年雑誌創刊に至るまでの時期を取り上げるべきであるが、考察対象となる論文がなく、他の資料収集も困難であることから、割愛する。

なお、本論文（Ⅰ）では、大正期までを考察し、昭和期は次回（Ⅱ）で取り上げることとする。

2. 考察対象とした論文・記事の数的整理

699号の雑誌に掲載された小学校歴史教育関係の論文・記事73編を、時期別に大まかな内容で分類し、末尾の表に整理した。整理の仕方は表註記に記したとおりである。なお、地理関係のもの数字を参考までに附記した。これによると歴史教育関係の論文・記事は地理教育関係のものと比較して一般的に数が少なく、殊に明治・大正期に少ない。ところが、昭和期には全体の56%に当たる42編が発表されており、地理関係のものを上回っている。このことは、国家主義強化の体制下における当時の教師たちの歴史教育への積極的な対応の姿を如実に示すものといえよう。

3. 明治期Ⅱ(明治18年創刊より明治35年まで)

明治20年代から30年代にかけては、教育における国家主義が強まる時期であり、歴史教育にもその姿が如実に認められる。この時期の小学校歴史教育論を、明治23年の小学校令改正に基づく「教則大綱」の提示（明治24年）までとそれ以後に分けて考察する。

(1) 「小学校教則大綱」提示まで

明治19年公布された「小学校令」に基づく「小学校ノ学科及其程度」では、歴史は尋常小学校では課せられず、高等小学校で課せられることとなった。また、小学校令第13条の規定により検定教科書が使用されることとなり、歴史教育も明確に国家的管理の下に置かれることになった。

この時期に本県で発表された歴史教育論はわずかに6編で、その内容は3つに分類される。

その1は、歴史の因果関係や時代の個性の把握の重要性を説くなど、歴史教育の本質的なあり方に関するものである。このような内容は、学士ランパスなる人物の研究総会での講演筆録（第41号 明21）や、山川高等師範学校長の巡回報告（第45号 明21）等早期のものに見られ更に、調査委員兼崎茂樹は「歴史研究方法」と題して、「歴史ヲ明了ニセントセハ第一二人間社会ニ普通スル性質ヲ明ニセサルヘカラス次ニ各国固有ナル性質ヲ發見シ其時代ニ起レル事實ヲ説明セサルヘカラス又各時代ノ變遷スル次第ヲ明ラカニシテ過去現在未來ヲ連続セサルヘカラス」と説いている（第73号 明24）。このような論調には、尊皇愛国の傾向を強めながらも合理性尊重の残存する当時の風潮を感じることができる。

その2は、ようやく強まる国家主義強調の内容であり、「自國の寸法を測るに曲尺は自國の歴史なるか」（第67、68号 明23）では、自國理解のための国史学習の重要性を説いている。また、東京開発社長田中登作氏の寄稿「帝室ト歴史トノ關係」（第75号 明24）では、「我國ノ真ノ道ハ君臣ノ大義ト云フ實事ノ上ニ存スルモノトスレバ、其君臣ノ實事ヲ記述セル我國ノ歴史ハ、即チ我國ノ真ノ道ヲ載セタルモノナルコト瞭然タリ」と断じ、外国史と我国史の本質的な違い、国史教育の道徳的性格、さらに、純粹歴史理学の究明と歴史教育のあり方の違いを強調している。

その3は、尋常小学校に地理歴史を加えるかどうかという制度に関する意見の表明であり、会員丸毛虎次郎は同趣旨の論説で（第80号

明24)、反対の意を表明している。当時この問題は教育界の大きな課題とされていたようで、文部省の諮詢に対して全国連合教育会は賛成の意見を、本県教育会は読方科の一部として課すという意見を表明していたようである。

この時期に発表された論文・記事は少なく、その内容も寄稿や講演筆録等がかなりを占め、教授法の実際に踏み込んだものも見られない。

(2) 「小学校教則大綱」以降明治35年まで

明治23年改正の小学校令に基づく「小学校教則大綱」(明治24年)では、国史は「日本歴史」と改称されて高等小学校の学科として位置づけられ、「本邦国体ノ大要ヲ知ラシメテ国民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス」、「人物ノ言行等二就キテハ之ヲ修身ニ於テ授ケタル格言等二照ラシメテ正邪是非ヲ弁別セシメンコトヲ要ス」(第7条)と、その国体主義、道徳教育的性格を鮮明にした。この基本的性格は戦前の小学校歴史教育を一貫するものとなる。教授に当たっては、「郷土ニ関スル史談ヨリ始メ、…国初ヨリ現時ニ至ルマデノ事歴ノ大要ヲ知ラシム」とあり、尋常小学校については土地の状況によって、日本歴史、日本地理を加えることもできるとされていた。この場合高等小学校では「拡メテ稍詳ニ」教授することとされた。

このように、戦前の歴史教育の大勢の定まった時期であるにもかかわらず、この時期における本県での歴史教育論の発表は僅か4編と、甚だ淋しい。

明治29年、県教育会臨時総集會での議決に基づき、会長より評議員に取調べを依頼した「将来教育上改良施設すべき要件」のまとめとして「尊皇愛國の精神をして益發達せしむる事」が発表され(第140号 明29)、歴史教育に関しても、(一)敬神報本の念を養成する事(二)国史に重きを置き歴朝の聖徳と国体の尊嚴を知らしむる事等4ヶ条、その実を上げるための6項目が提起されているが、このような方向性は小学校歴史教育の幅を益々狭いものにしたと思われる。

歴史教授そのものに関しては、会員の吉原健

吾が2編の論文を発表しているのが注目される。吉原は、「高等小學校歴史科二關スル愚見」(第88号 明25)で2点の主張をしている。その1点は、高等小學校で歴史を教授する場合、最初の2年間で一応の大要を授け、後の2年間で復習乃至精細な学習を、と主張している。当時高等小學校4年の修業年限を完了する生徒は少なく、途中で退学する者が多かった事情を踏まえての論である。他の1点は、歴史の学習を郷土の史談より始めることに異を説き、むしろ各学年の最後に学習させることの効果を説いている。その理由は、歴史学習における郷土の学習は、地理の場合と異なり、必ずしも已知から未知への学習効果を上げ得ず、むしろ学習の混乱を招くというのである。ところが、吉原は後に発表した「小學校歴史科教授法一班」(第171号 明32)では、「郷土史は歴史入門として課すべし」と主張を転換しているのは面白い。この場合、吉原は、数学や地理、歴史等各教科の知識が生きたものとなる融和統合の核としての郷土学習を主張している。また、吉原は同論文の中で、「年代を記せしむ可し」と歴史学習における年代の重要性を指摘し、時代把握のための重要な年代をリストアップしている。

明治26年、新保盤次の「小學國史ノ躰ニ付テ」という論文が収載されている(第107号 明26)。新保は明治21年「小學日本史」を著しているが、この「小學日本史」は国家主義思想に基づく教科書が主流を占める当時において、文明史観に立つ独自の性格をもった開明的な教科書として評されたものである。氏は教科書を著した経験から教授の参考にして欲しいと、教科書編集のあり方について述べている。氏はその中で、「小學ノ國史科ハ單ニ古今ノ事實ヲ知ラシムルノミナラス、兼ネテ忠君愛國ノ義心ヲ養成スルヲ目的トスルハ今更言フマテモナシ」と忠君尊皇の立場を基本に、「此目的ヲ達スルニハ心意ノ觀念ノ上ニ情緒ノ愛着ヲ生セサルヘカラス」と、感應の修練に適する文体の重要性を説いている。一方、当時の修身教科書が雑駁、牽強であることに触れながら、歴史教科書は「原因結果ノ關係ヲ等閑ニシ、或ハ之ヲ

牽強スヘカラス」と正しい歴史叙述の必要性を述べ、更に、「時代ヲ歴世ノ帝號ニ繋クルヲ要セズ」と、時代区分を必ずしも元号と結びつけて表現する必要のないこと、また、「皇室ノ尊嚴ハ必シモ神代史ノ爲ニ非ス」と、史実の明らかでない神代史を取り入れる必要のないこと。また、「名義ノ用ヲ慎ムヘシ」と、戊申の変や西南の変を「賊」と表現することの軽率さを戒めている。この論文は「國ノ教育」より転載したもののようで、本県における教育論とはいえないが、「神道は祭典の古俗」として物議を醸した久米事件も起こり、尊皇愛国の名分論史観が支配的となった当時にあつて、あえてこの新保論文を採録した県教育会の開明的な態度に、強い関心を抱かざるを得ない。

4. 明治期Ⅲ（明治36年以降明治末年まで）

この時期は教育制度の整備、就学率の向上が進むとともに、教育における国家主義的傾向が一層強まった。

明治33年小学校令が改正され、日本歴史と地理は従来通り高等小学校の学科として位置づけられたが、尋常小学校で日本歴史と地理を加えることができるという規定は廃止された。小学校令改正に伴って定められた「小学校令施行規則」では、第5条で日本歴史に関して定めているが、その要旨は「教則大綱」を継承し、「特ニ修身ノ教授事項ト連絡セシメンコトヲ要ス」と、修身への接近による忠君愛国の志操の養成が一層強く打ち出されている。また、明治36年教科書の国定制が採用され、教育への国家統制は一段と強化された。（第Ⅰ期国定教科書）

なお、明治40年小学校令が改正され、尋常小学校の修業年限は2年延長されて6年となり、逆に高等小学校の修業年限は2年に短縮された結果、日本歴史と地理は第5学年以降の必修科目とされた。また、これに伴い教科書の改訂が行われた。（第Ⅱ期国定教科書）

この時期の歴史教育論には、教授法に関するものと教科書研究の二方面がある。

(1) 教授法に関する論文

教授法に関しては2編の論文がある。

兼子鎮雄は「歴史教授につきて」（第236号明37）で、次の3点について述べている。①歴史の授業に児童の興味関心を高め、記憶理解を深めるためには、事項や年代等学習内容を精選し、事項の前後関係や原因結果等の関連の把握を深めること、②高等科の補習的な歴史の教授については、時代の特色や前後関係等を明らかにし、国家や社会の変遷・進歩に関して明確な概念を与えること、そのためには、問答によって児童を活動させ、推究的すなわち、思考を深める学習を行うこと。③地図を活用し歴史の舞台に配慮すること等である。

廣瀬幸吉は「歴史科教授につきて」（第299号明43）で、小学校歴史教育のねらいは国民性の養成にあり、読方や修身の教授と密接に関連をとることは重要であるが、歴史教育においては歴史事実の正確な理解に立った学習指導が基本であり、教える者の徹底した教材研究による教材の精選の大切さを説いている。

以上のように、この時期になると、かなり精緻な教授理論が展開されている。しかし、発表された論文は2編にすぎない。

(2) 教科書研究に関する論文

第Ⅱ期国定教科書に関する論文が2編発表されている。

富來尋常高等小学校の井上厚生は「新教科書尋歴史一を見る」（第299号明43）で、新教科書の内容の改善点として、

- 年代の表し方等時代観念が把握易い
- 人物・事件等時代の中心となる記述が明確である。
- 時勢の推移に意を払っている
- 挿絵特に想像画を多用し理解し易い等の点を上げ、評価している。

なお、南北朝の記述について、「尊氏の權謀術數を憎むと共に、南朝諸氏の孤忠を憫ぶと共に、ともすれば是等の感情は聯想の趨く所に走せて直に好悪となり牽ては道德上の判断をまで恣にして南朝は正統なり北朝は逆賊の擁立せし

一顧に過ぎずとの見をなすを常とす。これ國史教授上の大問題ならんとせんや。……今又此點に立ちて本書を繙かんか多大の用意が暝々の内零碎の句に味はれ得るを見るならん。予は今多くをいはざるべし。」と、本教科書の記述を前向きに受けとめている。当時の状況の中で、一現場教師の歴史解釈に関する苦悩の姿を見ることが出来る。南北朝正閏問題が公になったのは、この論文が発表されて丁度1年後のことである。なお論文の附として「尊氏の西奔を迎へたる富來氏」の項を上げ、地方の史実の解釈を試みている。

また、吉田武蔵は、「高等小學日本歴史卷一取扱上の注意」(第301号 明43)で、本教科書の特色を述べながら、高等科の歴史教授は人物中心伝記中心の尋常科の歴史教授と連絡をよくとり、歴史事実の本來を正確に知らせ、因果関係の究明等奥行の深い学習の展開にあるという点を強調している。

5. 大正期

大正期の教育の動向には二つの側面がある。一つは、いわゆる大正デモクラシーの社会思潮の影響下に自由主義の教育思想が盛んになったこと。いま一つは、このような傾向に対抗して明治期以来推進されてきた国家主義的教育政策が一層強まったことである。この両方の傾向とも第一次世界大戦を契機に高まりをみせるが、前者は歴史教育に教育方法的な活性化を、後者は歴史教育の目的・内容に厳しい規制をもたらすことになる。

第一次世界大戦が始まった大正3年、大分県師範學校附属小学校は、「時局に鑑み小學校教育上並に各科教育上留意すべき事項」を発表しており(第358号 大3)、教育上留意すべき事項として、「時局の真相と世界の大勢の理解」、「國民道德の涵養」を上げ、修身、日本歴史、地理等の教科では特に國民性の涵養に留意して教授すべきとしながら、教育の徹底を期す方策として、

●努めて児童を発動的研究的態度に導くこと

●一層児童の個性境遇に適切な教育を行うこと
等と、両面の傾向を踏まえた提起をしている。

日本歴史科の留意点としては、「日本歴史は實に日本民族の經典にして、之に依りて始めて日本民族は養成さるゝ者なれば」、一、一層熱烈な自覚と確乎たる自信とを以て教授に当たること、二、日本民族の精神に触れた研究をすること、三、児童を努めて我が民族精神に触れさせ國民としての覚悟を益々切実ならしめること等を上げており、国家主義的傾向を鮮明に表している。

なお、大正7年には教科書が改訂され、第三期国定教科書となった。

大正期の歴史教育論を3つの観点から整理して、考察する。

(1) 歴史教育の目的論を主とした論文

第一次大戦後の教育改革策定のために設置された臨時教育会議が大正7年5月行った第3回答申で、「国史ノ教科ニ一層重キヲ置キ其ノ教授ノ法ニ改善ヲ加ヘ國民道德ニ資スルノ本質ヲ完ウセムコトヲ要ス」と歴史教育重視を説いたことを契機に、本県の歴史教育に対する関心も高まり、多くの論文が発表された。

県師範學校附属小学校主事の生田五郎は「日本歴史科教授要旨の闡明」(第403号 大7)で、日本歴史教授の實際は、小学校令施行規則第5条の要旨を明らかにすることから出発すべきであるとし、先ず国体の意義を「教育に関する勅語」の冒頭の部分に求め、更に「国体ノ大要」を知らしめる教材を第5条第二項の「建國ノ體制 皇統ノ無窮 歴代天皇ノ盛業 文化ノ由來 外國トノ關係 忠良賢哲ノ事蹟 國民ノ武勇」に求めて、両者を対応させている。更に規則前段の「國體ノ大要ヲ知ラシムル」ことと後段の「國民タルノ志操ヲ養フ」こととの、いずれを重視すべきかを論じているが、小学校教育の本旨から後者を採るべきだとしながら、史実が最も雄弁に国体の精華を語り、児童が事実内容を理解することによって國民的志操が培われるが故に、両者の輕重を論ずべきでないとし

ている。更に、「知ラシメル」の意義はよく「了解せしめる」ということであり、授業効果を上げるためには「理解と感動」が大切であると教授論に踏み込んだ提起をしている。

第一次世界大戦が終了すると、国家主義的な風潮が高まり、国史教育の重要性が一層強調される。このような傾向の中で、臨時教育会議の提起により大正9年発行の教科書から、日本歴史が国史に改められ、「尋常小学国史」「高等小学国史」となった。

県師範学校訓導中野由高は、「戦後と國史の教育」(第409号 大8)で、国家対国家の国際競争激甚の中で、国民的精神力養成にとって国史教育が最も重要であることを説いて、「憂國の學者によりて好適の新材料を我が教育界に供され教育者は真劍なる態度にて國史の教授に主力を注がれん事を」と力説している。更に、「國民道德の振興上國史教育の改善を叫ぶ」(第422号 大9)では、「歴史的自我の自覺に着眼して自覺せる國民性を涵養する事は國史改善の第二の叫びである」とし、過去・現在・未来に亘る限りない生命の自覺、国家の一分子としての自己の自覺に立つ歴史的自我を育成するためには、指導に当たる教師の史眼の確立と、歴史に対する知識の究明の重要性を指摘し、前者については、常に国民の一貫した理想を頭に置いて教壇に立つこと、後者については、教材の精選と具体化が必要であると説いている。中野においても、教材精選の基準は施行規則第5条第二項の事項であり、具体化の例として偉人傑士の逸事逸話等を上げているが、「神秘的なしかも悠遠崇高なる神代史を非似理窟を以て信仰的の頭を毀ち又は皇室の尊嚴に關する史實や日本武士道として史趣津津たる英雄の存在等を云爲してはならぬ」と述べている。なお、効果的な学習の成立のためには、「兒童の學習態度を發動的とすること」としているが、その内容として、

- 一貫した国民の理想の鏡に常に照らしてみる事
- 人物、事件の奥を流れる思想感情の把握

●自我の一部分としての学習等を上げている。

同じ時期、県女子師範学校訓導の柴田 實は「國史教授の改善に就て」(第409号 大8)で、国民道德の振興と国史教育の關連について国民的精神を体得し、国家に対して深甚な思想感情を有する人物を養成するには、教師自身がそのようであればならないと述べ、そのことによって初めて教法上の工夫が生きたりとして、教法論を展開している。

このような国家主義的歴史教育論の発表は、自由主義教育の風潮が盛行する大正10年前後暫くの間は見られないが、大正末期になってより発展した形で見られるようになる。

大分市中島尋常小学校訓導の首藤敬太は、「生きた國史教育」(第488号 大15)で、「歴史を研究し歴史によって教育するといふのは史實の内容を探つてその當時の國民の思想感情に觸れその生成發展の由來を知り史家の内容思想感情を國民として又人類として批評し判斷させることによって現代の國民生活を理解させ向上させ尚その上に現在の國民生活を更に理想の域にまで進歩させ様と發奮させるにあるのである。國民理想の發達醇化。國民思想の完全化…これを外にしては國史教育は形骸のみとなるのである。」と述べている。

雑誌「新教育」でも、中村逸雄は「現代と國史教育」を発表し(新教育第24号 大14)、「我國史教育の第一義は、大日本帝國の國民養成と云ふ事であらねばならぬ。國體國情を闡明して、國民生活の理想を體得せしめ、國民的活動の標準を與へること、即ち國民的自覺への教養だ。」と述べている。

木崎定人は「國史教材の主眼点」(新教育第28号 大15)で、「歴史は文化價值實現の過程であり、……歴史の生命とは、史實、文化財でなくして、これを織り出したる、理想、即ち文化價值そのものである。個性である、日本國史の生命即ち主眼とは、伸展しつゝある我國民理想そのものである」と述べている。

このように、大正末期の歴史教育論には、昭和期に向けての歩みの姿が明確に見られる。

(2) 教科書研究等に関する論文

大正9年に発行された第Ⅲ期国定教科書「尋常小学国史」「高等小学国史」は、従来の「日本歴史」から「国史」に名称変更がなされているように、国民道徳高揚のために「児童ニ深刻ナル感化ヲ与フル」(臨時教育会議第3回答申)ことを目指し、従来のものを根本的に再編成したものであった。改められた主要な点は、

●ページ数が倍増し内容が豊富になった。●挿絵地図等が多用された ●人物中心の叙述を強めた ●神話や説話的教材が加わった等の点であるが、このような改訂点は国民精神振興のためとはいえ、教科書の形としては完成度の高いものであり、注目された。

県女子師範学校訓導柴田 實は「新歴史教科書の瞥見」(第423号 大10)を、県女子師範学校の朝山 潔は「尋常小學国史下巻の瞥見」(第437号 大11)をそれぞれ発表して、新教科書を紹介している。その中で朝山は、新教科書では「情操教育、感情教育、國家觀念、國体意識」が濃厚・熾烈になっていることを指摘しながら、「材料叙述の方法に於ては、児童本位であり、文學的であることは、舊教科書の無味乾燥な、蠟を嚙むやうなものに比べると一段の光彩である」、「教師も児童も『教へて見たい、習って見たい』といふ氣分で迎へらるゝ、よく出来た教科書である」と評価している。

戦前の国語教科書には多くの歴史教材が取り入れられて、歴史科の授業と相まって国民の志操養成が図られ、その取扱いは学習指導上の一つの課題であった。

県師範学校訓導是永 章は、「讀本教材中の歴史教材の取扱」(第397号 大7)で、国語教授の本旨に即しながらの歴史教材の正しい取扱について論じている。是永は、歴史と文学とは不即不離の関係にあり、国民性情の陶冶、文學的趣味の養成に歴史教材の果す所は大きいとしながら、「教材に現はれてある内容を、よく研究して、其の教材精神の存する處を、児童に感得せしむる様努力せねばならぬ」とし、その教材の背景を十分に理解させることが必要であると説いている。

また、前述の朝山 潔は、「尋常小學國語讀本に表はれたる國史教材について」(第435号 大10)で、国史教授のように情操陶冶に重きを置くものは、児童の発達からみてなるべく早くから始めるのがよく、第5学年以降の国史学習上の基礎ともするべく、国語における歴史教材の取扱いは十分な研究が必要であると説き、国語読本に記載された教材の一覧を作成し、解説を行っている。

なお、雑誌「新教育」には、第29号以降6回に亘って「國史挿畫の研究」と題して、国史教科書中の挿画についての解説が行われている。

(3) 歴史教育の指導法を主とした論文

大正7年(1918)、第一次世界大戦が終了すると、世は新教育思潮の時代に入り、県下でも児童中心の新教育が盛んになる。

県師範学校訓導荒巻虎太は、「歴史教授に於ける推究」を発表している(第396号 大7)。「推究」の用語は、歴史的事象の原因結果を考えさせる等、所謂思考学習の徹底を意味する。この用語については、兼子鎮雄が明治37年に発表した論文「歴史教授につきて」で既に使用しているが、荒巻の場合は推究の方法等に関して、より詳細に論じている。

荒巻は、歴史教授に於ける推究の効果として(1)歴史事実の正しい理解ができ、その結果情意的陶冶に資する (2)記憶を正確にする (3)授業に興味を添え、活気を持たせる等の点を指摘し、どのような場合に推究をさせるかについて

●人物の行為の動機 ●人物の性格と史実との関係 ●人物と時代との関係 ●人物活動と地理的關係 ●事件興起の原因結果 ●時代の理想

の6点を上げている。人物の取扱いと推究が特に関連づけて考えられていたことが分かる。「時代の理想」については、「一時代に興起した數多の事件や數多の人物の活動を通覽して見ると凡そ其の時代の社會一般の理想と云ふものを見出すことが出来る」と、所謂時代像・時代の特色を推究させることにより、「是非の判断」

を下させることで、現時の社会状態に対する反省と覚醒を促すことができると、歴史的判断力の育成に言及している。しかし、それは最終的に「歴史教授の修身的効果」を目指すものであった。なお荒巻は、尋常科と高等科の発達段階に応じた推究の適切な実施を説いている。

県女子師範学校訓導柴田 實は「國史教授の改善に就て」(第409号 大8)で、より広汎に教法上の改善点を指摘している。それを簡潔に列挙してみると、

●史実と現代生活との関連をとる ●教材の狙いを把握する ●史実の因果関係を明らかにする ●史実の内面に触れる ●児童の興味を喚起する ●思考を深め批判的反省的な授業展開を心がけ、歴史を見る目を養う ●史実の背景を把握する

等である。このような点は、現在の歴史教育においても重視すべき尤もなことからであるが、改善を通しての歴史教育の目的は忠君愛国の国民道徳の振興にあったことは、いうまでもない。

このような論文を踏まえながら、県下の歴史教育の方法的な改善研究は成熟していった。当時の県下小学校の歴史教育の課題となったものを、大正10年2月13・14日に県師範学校附属小学校で開かれた修身と歴史の研究発表会の研究協議題「歴史教授に於ける批判取扱上注意すべき事項如何」に見ることができる。この協議題は、研究会開催に先だち県下各小学校から予め提出された研究問題から集約設定されたものである。同校は研究会終了後、上掲と同名の主題で研究会での協議を踏まえた発表を行っている(第427号 大10)。その内容を紹介する。

先ず、批判の意義については、「歴史教授に於ける批判とは過去の史實を通じて其の内に内在する思想感情を洞見しその由来する所を尋ね其の影響する所を明らかにし以て該事實の全体即ち動機と行為、目的と手段等を國民的生活と人道的見地とに基いて批判し評価することを指したものである」とあり、歴史的な思考を更に一步踏み込み、歴史的判断・評価ともいうべきレベルのものである。批判を行う価値として、

●史眼を養う ●理解を確実にする ●学習動機を旺盛にする等の点を上げるとともに、批判取扱いに当たって注意すべき事項として、●想像、仮定的な空想を行うべきでない等、歴史科の性質を考慮すること ●着眼点を指導し、史眼養成を目的とすること ●児童の個性を重んじ、必ずしも言語による発表を必要としない等合理的で児童中心の考え方が色濃く出ている。反面、批判させる材料の選択に注意しなければならぬとして、●大義名分に関するもの・歴代天皇の御仁慈 ●国民の忠勇 ●忠良賢哲の事蹟等、施行規則第5条二項の事項等を上げ、更に、批判を行わない方がよい材料として、●神代史の取扱い ●皇室の事蹟 ●和氣清麻呂神勅奏請のような感情を高潮させ情操陶冶に資すべき材料

等を上げている。次いで、批判を行わせる教師の修養として、

●知識の修得 ●温健正当な人生観の樹立 ●判断力の修養

を上げ、「學者の意見中吾人の見地を以て賛同したとしても夫れを直に小學校の教育に充用する事は出来ぬ更に吾人の判断に依って其の採否を断定しなければならぬ」と、歴史科学と歴史教育との完全に分離した姿を見るのである。

本県における新教育の主張は大正11年を画期として高潮し県下に拡がるが、歴史教育に関しては、ようやく大正13年になって、津久見尋常高等小学校の亀井清内が、「國史の蓄積學習より生産的學習への實際指導(一)(二)(三)」を発表している(第469~471号 大13)。これまでの論文の殆どが師範学校関係訓導によるもので、理論的・理念的なものであったのに比べ、地方の公立小学校の教師による発表であり、授業の実際も紹介されていることは注目される。亀井の論文は極めて包括的・体系的なもので内容も多岐に亘るので、ごく大略を記すことにする。

亀井は、「現代讀方算術などの學習指導は從來より非常に變動して來たが、國史教育は相變らず舊式其のまゝを繰返して居る嫌がある。……讀方算術に自由が許されるなら國史に自由

が許されない理由はないと思ふのである自己活動を基とした國史教育が出来ない筈はないと考える。自由を無視した國史學習指導では決して國史の目的を達することは出来ない」と、自由主義的な教育方法の採用を説くが、旧来の形式的・伝統的な教授法による指導も、世に流行する表面だけは自由主義的な形式による教授も、記憶主義・結果主義の効果の上がない「蓄積學習」だと批判し、真に効率的な学習を生み出す「生産的學習」を提唱している。亀井の説く「生産的學習」は、児童の個性の自由に目覚めた自己活動を保障し伸長させるところに基礎を置く。具体的には、授業を独自学習と共同学習の二段階に組織する。独自学習とは所謂個別学習であり、徹底した独自学習を踏まえて共同学習を展開することにより、全体として効果的な学習活動が行われる。亀井によれば、独自学習では「環境の統理と活動時間の解放と活動方法の自由」が最も重要であり、共同学習では価値批判を行わせ、児童の発表や話し合いを組織するが、学習のマニュアルや教師による助言を安易に与えず、徹底的に根気強く自己活動を行わせる。この場合、学級全部の児童が同一材料を同一方法で共同して研究していく「普通合同学習」と、三段階の能力別に実施する「特別合同学習」を提案する等、さまざまな方法を工夫している。亀井は、児童の自己活動は國史教育の目標である志操の養成に欠かせないとし、「一体情といふものは自己の理解から生産されたものでなければ甚だ價値が少い。……教師の助けによって湧く情と自己自身の理解によって自己内心から湧き出る情とはどちらが價値が多いだらう」と述べ、教師主導の方法を斥けている。論文には児童とともに研究問題の解明を行った授業事例も紹介されており、大正期本県歴史教育における実践の典型を見ることができる。

なお、亀井は、続いて発表した「國史教授の五大要素」(第475号 大14)で、歴史教授では「いつ、どこで、だれが、何を、どうして」の五大要素の究明が重要であると述べている。

また、「新教育」第30号(大15)には、「溝部訓導國史研究授業」として、溝部武雄訓導の

指導になる学習指導案と授業研究会の記録が掲載されている。筆者の見限り「大分県教育雑誌」「新教育」を通じて初出の歴史の学習指導案である。第6学年対象の授業で、題目は「豊臣秀吉(つづき)」となっている。指導案の項目のみ記すと、

題目、要旨、区分、準備

- 一、既習事項の回想
- 二、学習目的の指示
- 三、史実の概観
- 四、疑問の提出

独自学習に於て研究上事実の不明なるもの
の 及批判上解決に苦しむものについて

五、研究結果の発表及解決

板上発表 口頭発表(発表内容略)

この授業では、児童に批判の話し合いはさせずに、教師が児童の発表を受けとめ感想を述べることによって感動を盛り上げる方法でのまとめをしているが、当時のオーソドックスな授業パターンだと思われる。

6. まとめ(明治期・大正期)

「本邦国体ノ大要ヲ知ラシメテ国民タルノ志操ヲ養フ」を要旨とした「小学校教則大綱」(明治24年)の規定は、戦前の小学校歴史教育のあり方を規制した。その規制は歴史教育の内容は勿論、教師たちの教育方法的アプローチのあり方にまで微妙に影響を及ぼしている。

歴史教育関係の論文発表が地理に比べてかなり少ないことは已に指摘したが、それは、当時の教師たちにとって、歴史教育に指導上の妙味が感じられなかったことを意味するであろうし、或る種の重荷になっていたことを推察させる。

小学校教育における教師たちの学習指導上の一番の関心は、授業で児童をどのように生かすかということにあることは、今も昔も変わらない。「人物ノ言行等二就キテハ……」と、道徳的教化を性格づけられた歴史教育では、どうしても教科書中心の学習にならざるを得ないし授業の重要な部分では教師の講話が中心になら

ざるを得ない。感動を興し、志操を養うには児童の自主学習はふさわしくないというのが、当時の一般的な考え方であったようである。事実戦前の授業記録を見ると「教師の話に児童感涙むせび」というような記事がよく見られる。教師たちの歴史授業における工夫は、その辺に中心が置かれたようである。

しかし、このような歴史教育でも時代とともに進歩の軌跡を辿ることができる。明治20年代には、「歴史の因果関係を重視すべし」というような歴史理学重視の理論は説かれているが、極めて概念的で授業論にまでは至っていない。明治30年代には「推究」の重視がいわれるようになり、大正期には更に、推究を踏まえての「批判」の重視へと発展し、授業論として成立する。ところが、このような授業論にも児童をどのように活動させるかという点への論及はなく、児童の自主活動重視の学習形態論が出現するのはやっと大正13年のことであり、それも当時の自由主義教育批判論を踏まえ、その超克を目指すものである。ちなみに、本県における大正自由主義教育の画期は大正11年のことであり、当時地理教育の部門では県師範附属訓導などにより、ダルトン式教法等自由主義教育の紹介がかなり行われているのに比較すると、歴史教育の部門では1編の論文発表もないことは、歴史教育の置かれた立場を思わざるを得ない。前掲の亀井論文が発表された大正13年には、長野県での「川井訓導事件」、岡田文相の自由教育批判等、我が国の教育は急転回を

しており、本県の歴史教育も昭和期に向けての歩みを進めることになる。昭和期については、論文(II)で考察の予定である。

〈註〉

- 1) 「大分県教育雑誌」は大分県教育会の機関誌であり、各種教育主張や教育実践報告等さまざまな教育関係記事が収載されている。「新教育」は、大正13年から昭和15年終刊まで204号が刊行されており、県師範学校及び同附属小学校関係者の論文が収載されている。
- 2) 論稿中の時期区分の設定は、考察対象とした論文を教育史の動向にのせて内容傾向等の面から整理するという観点で行った。従って、明治期IIの始期が「大分県共立教育会雑誌」発刊の年となっている。

〈参考文献〉

- 1) 奥田真丈監修「教科教育百年史」建帛社 1985年
 - 2) 吉田太郎編著「歴史教育内容・方法論史」明治図書 1968年
 - 3) 尾崎 實著「わが国における歴史教授法の変遷」教育出版 1997年
 - 4) 海後宗臣「歴史教育の歴史」東京大学出版会 1969年
 - 5) 稲垣忠彦著「増補版 明治教授理論史研究」評論社 1995年
 - 6) 小原国芳編「日本新教育百年史8九州沖縄編」玉川大学出版部 1971年
 - 7) 大分県教育庁総務課編集事務局編「大分県教育百年史」大分県教育委員会 1976年
 - 8) 大分県教育団体維持財団「大分県教育会史」大分県 1969年
- ※ 基本資料としては、大分県教育会「大分県教育雑誌」(大分県立図書館蔵)を使用

○「大分県教育雑誌」に収載された小学校歴史教育関係論文・記事の時期別整理(明治18年～昭和19年)

内 容	歴 史 教 育 関 係					地 理 教 育 関 係		郷土教育 (教育全般 の場)
	歴史教育全般 (歴史教育論・ 指導法等)	教 科 書 研 究	郷土学習 (歴史教科として)	小 計	尊 皇 論 神 話 研 究	地 理 教 育 (地理教育論 指導法等)	郷土学習 (地理教科として)	
明 治 期 II (明治18年～35年)	8	1		9	1	11	4	15
明 治 期 III (明治36年以降)	2	2		4		12	4	16
大 正 期 (大正元年以降)	16	2		18		20	7	27
昭 和 期 (昭和元年～19年)	41		1	42	21	25	7	32
合 計	67	5	1	73	22	68	22	90

(註) 分類は、その論文の主な内容によって行った。何回かに分けて発表されているものについては、それぞれを1編としてカウントしている。